

市環 1 - 1

許認可等の内容	死亡獣畜取扱場以外での解体等の許可		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第2条第2項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	2日	設 定 日	平成10年4月1日
審 査 基 準			
<p>死亡獣畜取扱場以外での解体等の許可は、公衆衛生上の害を生ずるおそれがあるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、解体、埋却及び焼却の場所等が次のいずれかに該当するときは、解体等の許可は、行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人家が密集している場所 2 飲料水が汚染されるおそれのある場所 3 公園、学校、病院、その他多人数の集合する施設から150メートル以内の場所 4 焼却の場合で、適切な焼却設備で処理しない場合 5 埋却の場合で、埋却する土坑の深さが2メートルに達しない場合 			

市環 1 - 2

許認可等の内容	化製場等の設置の許可		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第3条第1項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成30年4月1日
審 査 基 準			
<p>化製場等の設置の許可は、次に掲げる法令等の規定により判断するほか、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（昭和31年衛発第710号厚生省公衆衛生局長通知）を基に決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第4条各号のいずれにも該当しないこと。この場合において、同条第3号の場所は、鳥取県化製場等に関する法律施行細則第6条に定める場所とする。 (2) 鳥取県化製場等に関する法律施行条例別表第1の基準に適合していること。 			

市環1-3

許認可等の内容	動物の飼養又は収容の許可		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第9条第1項		
担当課	生活環境課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	
審査基準を設定しない理由 当該施設の構造設備が、化製場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第5条第4号の規定に基づく衛生上必要な措置を定める条例に規定する衛生上必要な措置の基準に適合しているかどうか審査し、決定するため、審査基準は設定しない。			

市環 1 - 4

許認可等の内容	墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 10 年 4 月 1 日

審査基準

1 総括的許可基準

(1) 経営を認める墓地、納骨堂及び火葬場の経営主体を次のとおりとする。

経 営 主 体	経営を認める墓地等	
地方公共団体	一部事務組合等	墓地、納骨堂、火葬場
宗 教 法 人	墓地等の経営を主目的とせず、檀家あるいは信者が存在する宗教法人	墓地、納骨堂（自己の檀家あるいは信者に使用させる目的で経営するもの）
公 益 法 人	墓地を経営する目的で設立され、市内に事務所をおく財団法人	墓地、納骨堂
自 治 会	町内会等の自治会	墓地、納骨堂（自治会がその構成員にのみ使用させる目的で経営するもの）
個 人	個人墓地における墓地使用者	墓地（墓地使用者自らが経営するもの）

(2) 当該申請に係る墓地等が、鳥取市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「規則」という。）第 2 条第 2 項の規定に該当する場合は、許可しないものとする。具体的には、次のとおりとする。

- ア 永続的に経営される見込みのないとき。
- イ 営利を目的として経営されるおそれがあるとき。
- ウ 周辺に他の墓地等が既に設置されていること等により、有効に利用される見込みがないとき。
- エ 設置の場所又は構造設備が、規則別表に定める基準に適合しないとき。

2 経営主体（地方公共団体を除く。）別の許可基準

(1) 宗教法人が墓地、納骨堂を経営する場合

- ア 当該墓地、納骨堂の設置に関し本市に当該墓地需要を充足することができる市営墓地等がなく、本市の墓地整備計画からみて、宗教法人による墓地、納骨堂の必要性が十分に存在すること。
- イ 当該墓地、納骨堂が当該宗教法人の宗教活動上必要であること。
- ウ 当該墓地、納骨堂が宗旨、宗派を問わず受け入れるものでないこと。
- エ 当該墓地、納骨堂が原則として当該宗教法人の寺院、教会等の境内地に隣接すること。
- オ 当該墓地、納骨堂が使用権契約、管理等を民間業者（石材店、不動産業者等）に委託するものでないこと。
- カ 当該墓地、納骨堂の管理規定を有し、管理方法が適切なものであること。
- キ 使用料等の料金が適切なものであること。
- ク 墓地、納骨堂の使用を希望する檀家あるいは信者のための墳墓等を設置するのに必要最小限の面積であること。

(2) 公益法人が墓地、納骨堂を経営する場合

- ア 当該墓地、納骨堂の設置に関し本市に当該墓地需要を充足することができる市営墓地等がなく、本市の墓地整備計画からみて、財団法人による墓地、納骨堂の必要性が十分に存在すること。

- イ 当該墓地、納骨堂を設置する土地が自己の所有地であること。
- ウ 当該墓地、納骨堂を運営するに足る財政的基礎及び組織体制を備えていること。
- エ 当該墓地、納骨堂に関する確実な資金計画に基づく墓地造成計画及び適切な管理運営計画が策定され、かつ、管理規定を有すること。
- オ 使用料等の料金が適切なものであること。
- カ 本市の墓地整備計画からみて、住民の墓地需要を充足するのに必要な墳墓等を設置するのに必要最小限の面積であること。

(3) 自治会が共同墓地、納骨堂を運営する場合

- ア 自治会の構成員が周辺地区を含め、既存の墓地、納骨堂を利用できないような事情があること。
- イ 自治会が当該墓地、納骨堂に係る明文化された規約（代表者、墓地管理者等選出規定及び墓地管理規定）を有すること。
- ウ 当該墓地、納骨堂の敷地が原則として自治会の共有地であること。
- エ 当該墓地、納骨堂の運営の確実性、安定性が明らかなもの。
- オ 墓地、納骨堂の使用を希望する自治会の構成員のための墳墓等を設置するのに必要最小限の面積であること。

(4) 個人が墓地を運営する場合

- ア 災害の発生又は公共事業の施行により墓地の移転を余儀なくされながら、周辺地区を含め、既存の墓地を利用できないような事情があること若しくは山間等であって周辺地区を含め、既存の墓地を利用できないような事情があること。
- イ 当該墓地経営許可申請者の次世代となる者が経営を引き継ぐ意志を明らかにしたものであること。
- ウ 当該墓地が自らの墳墓を設置するのに必要最小限の面積であること。

市環 1 - 5

許認可等の内容	墓地、納骨堂及び火葬場の施設の変更の許可		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「墓地等の経営の許可」の審査基準を準用する。			

市環 1 - 6

許認可等の内容	墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
審 査 基 準 墓地等の廃止の許可は、次の事項に該当するかどうか審査し、行う。ただし、譲渡又は相続により新たに経営許可を受けようとする場合の廃止の許可については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当該申請に係る墓地等において、遺体、遺骨の改葬が完了していること。 2 当該申請に係る墓地等の墳墓又は施設の撤去が確実に見込まれるものであること。 			

市環 1 - 7

許認可等の内容	興行場営業の許可		
根拠法令及び条項	興行場法第 2 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 興行場営業の許可は、法第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき鳥取市興行場法施行条例第 2 条から第 4 条までに定める基準を満たしているかどうか並びに鳥取市興行場法施行細則第 2 条に基づく手続きがなされているかどうかについて審査するほか、旅館業、興行場及び浴場業に対する防火安全対策の強化について（昭和 44 年環衛第 9072 号）記の 3 及び興行場法第 2 条、第 3 条に係る構造設備等の準則（昭和 59 年環指第 42 号厚生省環境衛生局長通知）をもとに決定する。</p> <p>2 鳥取市興行場法施行条例第 4 条に規定するやむを得ない事由とは、興行場の一部が屋外であるなど、興行場の規模、形態その他の構造に特殊な理由があると認められる場合とする。この場合において、その興行場の特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で同条例第 2 条及び第 3 条の基準を緩和し、又は適用しないものとする。</p> <p>3 鳥取市興行場法施行条例第 5 条に規定する仮設の興行場とは、丸太、天幕又はよしずの類を使用した興行場又は一時的に既設の建物を転用した興行場をいう。</p> <p>4 興行場法に言う許可対象は、興行そのものではなく興行場であり、また、業とは反復継続の意思をもって行われることが要件となっている。したがって、月平均 5 日以上興行が行われる場合又は行われると見込まれる場合には、常設興行場の許可が必要となり、平均して 4 日以内の場合には、興行場としての許可は必要としない。ただし、一時的に比較的長期間（1 回の興行期間がおおむね 5 日以上）の興行を行う場合には、仮設の興行場の許可を受けなければならない。</p>			
変更日 令和 2 年 9 月 1 4 日			

市環 1 - 8

許認可等の内容	旅館業営業の許可		
根拠法令及び条項	旅館業法第 3 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>旅館業営業の許可は、法第 3 条各項、施行令第 1 条及び第 2 条、法施行規則第 5 条並びに鳥取市旅館業法施行条例第 3 条及び第 4 条の各規定によるほか、法施行規則第 1 条及び鳥取市旅館業法施行細則第 2 条に規定する手続により申請されているかどうかについての審査並びに次の通知をもとに決定するため、審査基準は設定しない。</p>			
<p>1 旅館業、興行場及び浴場業に対する防火安全対策の強化について（昭和 44 年 5 月 21 日環衛第 9072 号）記の 3</p> <p>2 旅館業法の一部を改正する法律等の施行について（昭和 32 年 8 月 3 日衛発第 649 号厚生省公衆衛生局長通知）第 1、第 2</p> <p>3 旅館業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和 45 年 7 月 16 日環衛第 101 号）第 1、第 2</p> <p>4 旅館業における衛生等管理要領（平成 12 年 12 月 15 日生衛発 1811 号厚生省生活衛生局長通知）</p> <p>5 旅館業における善良風俗の保持について（昭和 59 年 8 月 27 日環指第 23 号厚生省生活衛生局長通知）別記 I</p>			

市環 1 - 9

許認可等の内容	営業者の地位の承継の承認		
根拠法令及び条項	旅館業法第3条の2第1項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	
審査基準を設定しない理由 営業者の地位の承継の承認は、法第3条の2第2項において準用する法第3条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までに定めるところにより行うほか、手続が法施行規則第2条及び鳥取市旅館業法施行細則第4条に基づき申請されているかどうかを審査し、並びに許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行について（昭和60年12月24日付け環指第270号厚生省生活衛生局長通知）第二の二（一）及び三（二）により審査し、決定するので審査基準は決定しない。			

市環 1 - 10

許認可等の内容	営業者の地位の相続の承認		
根拠法令及び条項	旅館業法第3条の3第1項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	
審査基準を設定しない理由 営業者の地位の相続の承認は、法第3条の3第3項において準用する法第3条第2項（申請者に係る部分に限る。）及び第3項から第6項までの規定によるほか、その手続きが法施行規則第3条各項及び市法施行細則第4条の規定に基づき適正になされているかどうかを審査し、及び許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行について（昭和60年12月24日付け環指第270号厚生省生活衛生局長通知）第二の二（一）及び三（二）により決定するため、審査基準は設定しない。			

市環 1 - 1 1

許認可等の内容	公衆浴場の許可		
根拠法令及び条項	公衆浴場法第 2 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 公衆浴場の許可は、法第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき鳥取市公衆浴場法施行条例第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条に定める基準を満たしているかどうか並びに鳥取市公衆浴場法施行細則第 2 条に基づく手続きがなされているかどうかについて審査するほか、旅館業、興行場及び浴場業に対する防火安全対策の強化について（昭和 44 年環衛第 9072 号）記の 3、公衆浴場における電気浴器の取扱について（昭和 27 年 7 月 30 日衛発第 693 号）及び公衆浴場における衛生等管理要領の改定について（平成 15 年 2 月 14 日付け健発第 0214004 号厚生労働省健康局長通知）別添 2 をもとに決定する。</p> <p>2 鳥取市公衆浴場法施行条例第 3 条ただし書きの特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 個室付浴場を設置するとき。</p> <p>(2) 権利の譲渡による許可申請をするとき。</p> <p>(3) 一般公衆浴場の業者が、現在営業許可を受けている所在地において、一般公衆浴場を新築し、増築し又は改築し許可申請をするとき。</p> <p>(4) 人口が急激に増加して科学的に調査し、公衆浴場が必要と市長が認めたとき。</p> <p>(5) 公共団体、公共的団体、NPO 法人その他の営利を目的としない団体が、公衆浴場を非営利で運営することを目的として設置し、かつ、近隣の公衆浴場の同意が得られているとき。</p> <p>(6) 一般公衆浴場以外の公衆浴場を設置する場合において、一般公衆浴場と入浴形態が異なり、かつ入浴料金が高額であるため、一般公衆浴場の公衆衛生に与える影響が少ないと考えられるとき。</p>			
変更日 令和 2 年 9 月 1 4 日			

市環 1 - 1 2

許認可等の内容	伝染病疾病患者に対する公衆浴場への入浴に係る許可		
根拠法令及び条項	公衆浴場法第 4 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由			
<p>法施行規則第 5 条によるため、審査基準は設定しない。</p>			

市環 1 - 1 3

許認可等の内容	理容所の使用前の検査確認		
根拠法令及び条項	理容師法第 11 条の 2		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令及び条例の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。 ○関連規定 法第 11 条、第 11 条の 4 第 1 項、第 12 条 法施行規則第 19 条（法第 11 条第 1 項関係）、第 26 条（法第 12 条第 1 号関係）、第 27 条（法第 12 条第 3 号関係） 鳥取市理容師法施行条例第 6 条（法第 9 条第 3 号関係）、第 8 条（法第 12 条第 4 号関係） 鳥取市理容師法施行細則第 4 条（省令第 19 条第 1 項関係）			

市環 1 - 1 4

許認可等の内容	美容所の使用前の検査確認		
根拠法令及び条項	美容師法第 12 条		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	
審査基準を設定しない理由 法令及び条例等の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。 ○関連規定 法第 11 条、第 12 条の 3 第 1 項、第 13 条 法施行規則第 19 条（法第 11 条第 1 項関係）、第 26 条（法第 13 条第 1 号関係）、第 27 条（法第 13 条第 2 号関係） 鳥取市美容師法施行条例第 6 条（法第 8 条第 3 号関係）、第 8 条（法第 13 条第 4 号関係） 鳥取市美容師法施行細則第 4 条（省令第 19 条第 1 項関係）			

市環1-15

許認可等の内容	クリーニング所の使用前の検査確認		
根拠法令及び条項	クリーニング業法第5条の2		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	
審査基準			
<p>クリーニング所の使用前の確認は、その構造設備について法第3条第2項及び第3項に適合しているかどうかを検査して行うが、具体的には、次の基準に定めるところによる。</p>			
1 クリーニング所における衛生管理要領について（昭和57年環指第48号）			
2 クリーニング業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成22年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第15号）			

許認可等の内容	一般廃棄物処分業（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
審査基準			
<p>法第7条第10項各号に適合しているかどうかについて審査し、決定する。具体的には次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市による一般廃棄物の処分が困難であること。 2 その申請の内容が市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次に定める基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設に係る基準 <ol style="list-style-type: none"> ア 一般廃棄物（浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）に係る汚泥又はし尿を除く。）の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 イ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 <ol style="list-style-type: none"> ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (3) 法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で法施行令第4条の6に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 (5) 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは法施行令第4条の7に定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の法施行令第4条の7に定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの (9) 法人でその役員又は法施行令第4条の7に定める使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの (10) 個人で法施行令第4条の7に定める使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの 			
変更日 平成15年12月1日			

市環 1 - 1 7

許認可等の内容	一般廃棄物収集・運搬、処分の事業の範囲の変更の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成6年10月1日
審 査 基 準			
<p>一般廃棄物収集・運搬業については、「一般廃棄物収集・運搬業の許可」の審査基準を、一般廃棄物処分業については、「一般廃棄物処分業の許可」の審査基準をそれぞれ準用する。</p>			

市環 1 - 1 8

許認可等の内容	一般廃棄物再利用業の指定（収集運搬業）		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成6年10月1日
審 査 基 準			
<p>再生利用の認定は、再生利用の主体、目的及び方法並びに取引関係等を特定して行うものとし、認定を受けようとする者の申請による個別の認定により行うものであり、次の内容等について審査するものとする。</p>			
<ol style="list-style-type: none"> 1 再生活用業者が自ら再生輸送を行うこと、又は再生活用業者の委託に基づく再生輸送を行うこと。 2 再生輸送の用に供する施設、人員等が、法施行規則第2条の2に掲げる要件に適合するものであること。 3 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。 			

許認可等の内容	一般廃棄物再利用業の指定（処分業）		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号		
担 当 課	生活環境課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
審査基準			
<p>再生利用の認定は、再生利用の主体、目的及び方法並びに取引関係等を特定して行うものとし、認定を受けようとする者の申請による個別の認定により行うものであり、次の内容等について審査するものとする。</p>			
<p>1 一般廃棄物を原則として無償で引き取ること。</p> <p>ここで、「原則として無償で引き取る」とは、再生活用を行う者が排出者より再生輸送（排出者が行う再生輸送を除く。）に要する適正な費用（以下「再生輸送費」という。）の一部であることが明らかな料金のみを受けとって再生利用する一般廃棄物を引き取る場合をいうものである。</p> <p>ただし、再生輸送費の一部であることが明らかな料金のみを受け取る場合については、再生活用業者が再生輸送を自ら行わず、再生輸送費を支払って再生輸送業者に再生輸送の委託を行うことも認められる。</p>			
<p>2 一般廃棄物の再生活用を確実に遂行するための施設、人員等が備わっていること。</p>			
<p>3 引き取られた一般廃棄物はすべて再生活用の用に供されること。</p>			
<p>4 排出者及び再生活用業者間の取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。</p>			
<p>5 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p>			
<p>6 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。</p>			